

# ごみ広域処理の規約を可決

平成26年12月定例会は12月2日から11日まで開かれ、専決処分1件をはじめ、教育委員の任命、条例改正2件、補正予算6件、ごみ広域処理の規約や指定管理者の指定など12議案を承認・同意・可決し、人権擁護委員3人の推薦はすべて適任としました。(4ページ参照)  
なお、10人の議員が一般質問を行い、町当局の考えをいただきました。

## 規約 高砂市との間で規約を締結へ

2市2町で構成する東播磨海広域行政協議会で、ごみの広域処理に関する事務を高砂市に委託することで議決しました。  
これを受け、ごみ処理を効率的に推進する規約を締結するため、議会の議決を求めたものです。  
規約では、委託する事務の範囲として、ごみ処

理施設の建設・改修や、搬入されるごみの処理および事務経費などを定めています。  
また、これらの委託事務の管理・執行に関して調整を図るため、2市2町で構成する「連絡会議」を開催します。  
この規約を賛成多数で可決しました。



▲ごみ広域処理の建設予定地 高砂市美化センター

## 条例 播磨ふれあいの家「田舎暮らし」を指定管理者に

公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例と施行規則に基づき、選定委員会で選定された(株)田舎暮らし(朝来市)を指定管理者とすることに全会一致で可決しました。

**質 疑**  
問 播磨ふれあいの家の指定管理者が新たに指定されるが、管理料はいくらか。  
答 年間1000万円、5年契約である。



▲播磨ふれあいの家(朝来市)

## 反対討論

災害時のリスク、環境負荷の集中を避けるため2力所で行い、事務組合方式で、議員がごみ処理行政をチェックできることが重要。1市での事務委託には反対する。

## 条例 人事院勧告により 職員の給与を見直し

人事院より国家公務員の一般職の給与に関して、俸給表や通勤手当の改正、また期末勤勉手当の引き上げなどの勧告が行われました。この改正に準じて、播磨町職員の給与に関する条例の改正を全会一致で可決しました。  
給料表は国家公務員の人事院より国家公務員の一般職の給与に関して、俸給表や通勤手当の改正、また期末勤勉手当の引き上げなどの勧告が行われました。この改正に準じて、播磨町職員の給与に関する条例の改正を全会一致で可決しました。

**質 疑**  
問 西小に設置される第2学童は、南小のように定員超過により希望者の受入れができない児童も受入れ可能か。また、他校からの移動手段は。  
答 受入れは可能。移動は指定管理者の高砂キッズによって行われる予定である。



▲学童保育所の子どもたち(南小)

## 補正予算 播磨西小に 第2学童保育所を設置

## 一般会計補正予算

### 歳出の主なもの(千円以下は切り捨て)

衆議院議員選挙費用	1259万円
社会保障・税番号制度のシステム改修	220万円
障がい者の介護・訓練	5040万円
こども医療費の増額	218万円
西小に第2学童設置	139万円
児童手当の増額	931万円
町営住宅の改修	116万円
加古川市への消防事務委託	1448万円
秋ヶ池運動公園駐車場用地一部購入	3482万円

### 歳入の主なもの

国・県からの負担金・補助金	6488万円
財政調整基金(貯金)からの繰入	5837万円

## 人事 教育委員 人権擁護委員決まる

●教育委員  
教育委員会委員に西尾弘子氏(明石市)を任命することに同意し、任期は平成26年12月8日から4年です。

## ●人権擁護委員

人権擁護委員3人が任期満了を迎えるため、候補者3人の推薦がありました。引き続き小林誠氏(北本荘)、吉川健次氏(古宮)、細田知秀氏(北本荘)を適任として答申し、任期は平成27年4月1日から3年です。